

新富町公告第121号

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定により、別紙のとおり令和8年度新富町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針を定めたので同条第3項の規定により公告する。

令和8年7月1日

新富町長 小嶋 崇 嗣



- 1 令和8年度 新富町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針  
別紙のとおり
- 2 公告場所  
宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地  
新富町役場掲示板

令和8年7月1日制定

## 1 趣旨

本町では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、毎年度「障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）」を作成するものとする。

本調達方針は、本町の庁内各課における障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

## 2 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、本町の町長部局のほか、各委員会事務局とする。

## 3 対象となる障がい者就労施設等

本調達方針で優先的に調達することとする障がい者施設等は、法第2条第2項及び第4項に掲げる以下の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する次の施設
  - ①就労継続支援事業所（A型・B型）
  - ②就労移行支援事業所
  - ③生活介護事業所
  - ④地域活動支援センター
  - ⑤障害者支援施設
- (2) 障がい者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定める以下の事業所
  - ①障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
  - ②以下の要件をすべて満たす事業所
    - ・身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者の数が5人以上
    - ・当該事業所の労働者に占める障がい者である労働者の割合が20%以上
    - ・当該事業所の障がい者である労働者に占める重度障がい者等である労働者の割

合が30%以上

- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障がい者
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

#### 4 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等

本調達方針により調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等は、以下に掲げるものとする。

- (1) 事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨などの物品
- (2) 印刷、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こしなどの役務

#### 5 物品等の調達目標

調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等の令和8年度における調達目標については、以下のとおりとする。

令和8年度目標額	7,600,000円
令和7年度実績額	7,150,408円

#### 6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が供給できる物品等の情報を収集し、その調達推進のために、庁内での情報共有を図るものとする。
- (2) 障がい者就労施設等から調達した実績のある物品等については、可能な限り引き続き調達を行なうように努めるとともに、障がい者就労施設等からの調達実績のない物品等についても、可能性について検討のうえ調達に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、障がい者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めるものとする。
- (4) 障がい者就労施設等に対し、法の趣旨及び方針の内容等を周知し、本町が調達しやすいような物品等の生産及び役務等の提供体制の確保に努めるよう促すこととする。
- (5) 予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2に基づく随意契約により調達を行う場合には、障がい者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

#### 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、町ホームページ等により公表する。